

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月27日

【会社名】 ジョンソン・エンド・ジョンソン
(Johnson & Johnson)

【代表者の役職氏名】 アシスタント・ジェネラル・カウンセル
(Assistant General Counsel)
チエコ・エダ
(Chieko Eda)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、ニュージャージー州 08933
ニューブランズウィック
ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1
(One Johnson & Johnson Plaza, New Brunswick, New Jersey
08933, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 俊 夫

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 星 野 快

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ジョンソン・エンド・ジョンソン記名式額面普通株式(額面1.00
米ドル)を目的とする新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0米ドル(0円)(注1)
9,392,688米ドル(762,592,339円)(注2)(注3)
(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額である。
(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際
して払い込むべき金額の合計額を合算した見込額である。
(注3) 括弧内の円金額は、1米ドル=81.19円の換算率(株式会社三
菱東京UFJ銀行の2012年3月1日現在の対顧客直物電信売
買相場の仲値)により計算されている。1米ドル未満及び1
円未満の金額は、それぞれ四捨五入してある。

| | |
|--------------|--------|
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項なし |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当なし |

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年3月23日に提出した有価証券届出書のうち、訂正すべき事項があったため、関係事項を下記のとおり訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものである。

【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

【訂正箇所】

訂正箇所は____線で示している。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

<訂正前>

<前略>

| | |
|------|------------|
| 申込期間 | 2012年3月31日 |
|------|------------|

<中略>

| | |
|-----|------------|
| 割当日 | 2012年3月31日 |
|-----|------------|

<中略>

| | |
|----|---|
| 摘要 | <ul style="list-style-type: none">1 本募集は当社の「2005年長期インセンティブ・プラン」（以下「本プラン」という。）に基づき、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社、ヤンセンファーマ株式会社及びオーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス株式会社の従業員113名に付与される、株式を購入する権利（新株予約権）（以下「本新株予約権」という。）に関する募集である。本書に基づく新株予約権証券の募集は、当社取締役会の報酬委員会（以下「委員会」という。）の2012年1月17日付決議により授権されたものである。2 本新株予約権の行使により取得される株式（下記に定義される。）は、当社が取得した既発行の自己株式である。3 本募集と同様の募集はアメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国などの海外の国々でも同時になされ、全世界（日本を除く。）で本プランの対象となる当社並びにその子会社及び適格関連会社の従業員の数は5,767名である。 |
|----|---|

(注1) 「発行数」は新株予約権者に対して付与された本新株予約権が全て行使された場合に取得される1株当たり額面金額1.00米ドルの当社普通株式（以下「株式」という。）の数と同数である。

<訂正後>

<前略>

| | |
|------|----------------|
| 申込期間 | 2012年3月31日(注2) |
|------|----------------|

<中略>

| | |
|-----|----------------|
| 割当日 | 2012年3月31日(注2) |
|-----|----------------|

<中略>

| | |
|----|--|
| 摘要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 本募集は当社の「2005年長期インセンティブ・プラン」（以下「本プラン」という。）に基づき、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社、ヤンセンファーマ株式会社及びオーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス株式会社の従業員113名（以下「付与対象者」という。）に付与される、株式を購入する権利（新株予約権）（以下「本新株予約権」という。）に関する募集である。本書に基づく新株予約権証券の募集は、当社取締役会の報酬委員会（以下「委員会」という。）の2012年1月17日付決議により授権されたものである。 2 本新株予約権の行使により取得される株式（下記に定義される。）は、当社が取得した既発行の自己株式である。 3 本募集と同様の募集はアメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国などの海外の国々でも同時になされ、全世界（日本を除く。）で本プランの対象となる当社並びにその子会社及び適格関連会社の従業員の数は5,767名である。 |
|----|--|

(注1) 「発行数」は新株予約権者に対して付与された本新株予約権が全て行使された場合に取得される1株当たり額面金額1.00米ドルの当社普通株式（以下「株式」という。）の数と同数である。

(注2) 本募集においては、当社から付与対象者に対して一方的に本新株予約権の付与に関する通知がなされる他は、付与対象者による特段の意思表示は必要としない。従って便宜上、上記申込期間及び割当日とは、付与対象者に対する本新株予約権に関する通知を行う日を意味する。

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

<前略>

| | |
|----------------|--|
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本プランに基づく本新株予約権又はそれに関する権利若しくは所有権のいずれも、遺言又は相続法及び分配法による場合以外には譲渡することができず、本プランに基づく全ての本新株予約権は、本プランに基づき本新株予約権の付与を受けた者(以下「付与対象者」という。)の生存中に付与対象者のみが行使できるものとする。付与対象者が受領した株式は、付与された時点で、1933年証券法、1934年証券取引所法第16条及び当社のインサイダー取引に関する方針(かかる方針は随時修正される可能性がある。)に服することを条件として、自由に譲渡、移転、質権設定又はその他抵当権を設定することができるものとする。 |
|----------------|--|

<中略>

| | |
|----|--|
| 摘要 | 合併、会社更生、連結、資本再構成、株式配当、株式分割、併合若しくは株式交換又はその他株式の種類に影響を及ぼすような会社組織の変更の場合には、委員会は、本プラン規則第5条に記載される通り本プランに基づき交付される株式の種類及び総数、本プラン規則第6条に基づく本新株予約権の上限、残存する本新株予約権の種類、数及び行使価格を、適当とみなす範囲により調整するものとする。但し、本新株予約権の対象となるあらゆる種類の株式の数は、常に整数であるものとする。かかる調整は、委員会の単独の裁量により、1種類以上の株式を対象とする本新株予約権の形をとることができるものとする。かかる調整は、本プランの全ての目的において、最終的なものであり拘束力を有するものとする。 |
|----|--|

<後略>

<訂正後>

<前略>

| | |
|----------------|--|
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本プランに基づく本新株予約権又はそれに関する権利若しくは所有権のいづれも、遺言又は相続法及び分配法による場合以外には譲渡することができず、本プランに基づく全ての本新株予約権は、本プランに基づき本新株予約権の付与を受けた者（以下「 <u>新株予約権者</u> 」という。）の生存中に <u>新株予約権者のみが行使できるものとする。新株予約権者が受領した株式は、付与された時点で、1933年証券法、1934年証券取引所法第16条及び当社のインサイダー取引に関する方針（かかる方針は随時修正される可能性がある。）に服することを条件として、自由に譲渡、移転、質権設定又はその他抵当権を設定することができるものとする。</u> |
|----------------|--|

<中略>

| | |
|----|--|
| 摘要 | <p>合併、会社更生、連結、資本再構成、株式配当、株式分割、併合若しくは株式交換又はその他株式の種類に影響を及ぼすような会社組織の変更の場合には、委員会は、本プラン規則第5条に記載される通り本プランに基づき交付される株式の種類及び総数、本プラン規則第6条に基づく本新株予約権の上限、残存する本新株予約権の種類、数及び行使価格を、適当とみなす範囲により調整するものとする。但し、本新株予約権の対象となるあらゆる種類の株式の数は、常に整数であるものとする。かかる調整は、委員会の単独の裁量により、1種類以上の株式を対象とする本新株予約権の形をとることができるものとする。かかる調整は、本プランの全ての目的において、最終的なものであり拘束力を有するものとする。</p> <p><u>本新株予約権が行使された場合には、本新株予約権の行使価格は、(a) 現金若しくはその同等物、(b) 行使の時点において本新株予約権の行使価格の合計と同等の公正市場価格（すなわち、株式が取引される主要な証券取引所におけるある特定の日の株式の売値の高値と安値の平均である。かかる日に株式の売買がなかった場合には、委員会が評価のために適正であると単独の裁量により決定する単一又は複数の日における株式の売値の高値と安値の平均である。）総額を有する株式（あらかじめ取得済みのもの、但し、かかる株式は、支払に使用する前の少なくとも6ヶ月間、新株予約権者が実質的に保有していたものでなければならない。）又は(c) (a) 及び (b) の組み合わせにより、全額当社に支払われるものとする。</u></p> <p><u>新株予約権者は、株式に関する所有権又は株式を表章する株券が新株予約権者に対して発行されるまで、株式の保有者としていかなる権利も有さないものとする。</u></p> <p><u>本新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式は、通常、振替制度によりその証券口座に預け入れられる。</u></p> |
|----|--|

<後略>